

令和7年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：令和7年8月20日（水）午後6時00分～午後8時00分
場 所：国分寺市役所 第1第2委員会室

【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長）	（識見を有する者）
伊佐 素子（副会長）	（市内の地域活動支援センターの代表者）
阿部 陽一郎	（市内の障害者団体の代表者）
二瓶 比呂子	（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
松本 晴久	（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
境 和雄	（障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者）
高橋 幹基	（特別支援学校の教員）
天野 徹	（民生委員の代表者）
増田 径子	（識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

【事務局】

福祉部長（玉井）	
福祉部	障害福祉課長（宮外）
子ども家庭部	子ども発達支援担当課長（前田）
教育部	学校教育担当課長（關）
福祉部	障害福祉課計画係長（渡澤）
福祉部	障害福祉課生活支援係長（小池）
福祉部	障害福祉課相談支援係長（齊藤（俊））
福祉部	障害福祉課事業推進係長（齊藤（幸））
福祉部	障害福祉課計画係員（吉岡）

【次第】

- 1 委嘱式
 - 1) 委嘱状交付
 - 2) 市長挨拶
- 2 開会
 - 1) 委員紹介
 - 2) 事務局紹介
 - 3) 会長・副会長の選出
- 3 審議事項
 - 1) 国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の評価に
関すること（諮問第1号）について
- 4 報告事項
 - 1) 障害福祉に関するアンケート調査について
 - 2) 障害者雇用セミナーのご案内
 - 3) 市民福祉講座のご案内
 - 4) デフリンピック周知の取組について
- 5 その他
- 6 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

・次第

【資料1】 国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿

【資料2】 国分寺市障害者計画実施計画進捗状況評価報告書（令和6年度）

【資料3】 国分寺市障害福祉計画・国分寺市障害児福祉計画進捗状況評価報告書
(令和6年度)

【資料4】 答申書（案）

【資料5】 国分寺市障害福祉に関するアンケート調査（案）（18歳以上の方）

【資料6】 国分寺市障害福祉に関するアンケート調査（案）（18歳未満の方）

◆当日配布

- ・第17回 障害者雇用セミナーチラシ
- ・市民福祉講座チラシ
- ・東京2025 デフリンピックチラシ

◆参考資料

- ・国分寺市障害者計画実施計画進捗状況評価報告書（令和6年度）
- ・国分寺市障害者計画実施計画

【委嘱式】

事務局： これより国分寺市障害者施策推進協議会委員委嘱式及び令和7年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会を開催いたします。それでは次第に沿って進めさせていただきます。令和7年7月1日付で委員の改選を行い、皆様のお手元に委嘱状を机上配布させていただいております。今回は、これをもって委嘱状の交付に代えさせていただきます。なお、任期につきましては令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間となります。委嘱日の関係上、委嘱者は前市長の氏名となっておりますので、ご了承ください。続きまして、市長の丸山よりご挨拶申し上げます。

【市長挨拶】

丸山市長： 本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より当市の障害福祉行政の推進において、皆様より多大なご尽力・ご協力をいただいておりますことに御礼申し上げます。障害者福祉計画の基本理念の実現に向けて、各々が障害者についてより一層の理解を深め、相互に尊重し合いながら支え合い、みんなが生き生きと暮らせるまちづくりを進めるために、この計画の策定とその実現は、進めていかなければならない大きな課題であり、我々として取り組まなければならないものであると思っております。今年度は、次期計画の策定に向けて皆様にご協議いたただく予定となっており、一つひとつが大変重要なテーマであります。皆様におかれましては、ご多忙の中、様々なご苦労をおかけするところであります。担当を含め、しっかりとこの障害者福祉行政を、より一步前に進めるために取り組んでまいりますので、引き続き、ご協力のほど何卒お願いを申し上げます。大変簡単ではございますが、市長からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局： 以上をもちまして、委嘱式を終了いたします。

【開会】

事務局： これより令和7年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会を開始いたします。まず始めに、会議の成立の確認をさせていただきます。本協議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、会議につきましては、委員9名のうちの過半数の出席をもって成立いたします。現時点で9名全員の委員にご出席いただいておりますので、会議成立となります。

【委員紹介】

事務局： 本日は、委員改選後初めての協議会となりますので、自己紹介をお願いできればと思います。阿部委員から資料1の名簿の順でお願いいたします。机上マイクの向かって右側のボタンを押してからお願ひいたします。

阿部委員： 阿部と申します。国分寺市障害者団体連絡協議会（国障連）の代表として参加しております。我が子に障害があるということもあって、長年に渡り市の障害福祉に関与させていただいており、社会福祉法人万葉の里の副理事長、けやきの杜の理事それから移動支援連絡会の事務局などいろいろやらせていただいています。よろしくお願ひいたします。

二瓶委員： 二瓶と申します。私は50歳を過ぎてから身体障害者手帳を持つようになりました。健常者だった時期があるので、障害を持った後にどれだけ不便かということを実感を持って体験しています。そして、健常な時には分からぬような苦労があるということを身をもって感じております。障害を持った時には既に就職はしていたのですが、その会社の特例子会社が立ち上ると相談され、立ち上げから10数年間、指導員として従事しておりました。その時、多くの方の役に立ちたいということよりも、出会った1人でも少人数でも、出会った方々と一緒に幸福な時間を過ごしたいと思いながら従事していました。この経験を活かすことができればと思い、この会に参加することにいたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

松本委員： 松本と申します。よろしくお願ひします。実は2人の子に障害があり、障害者の親という立場で前回からこの会議に参加しています。令和4年7月の最初の会議に

出席したときは、任期が3年という意味がよく分からなかったのですが、PDCAが一通り回るのが3年ということで、その中で、少しずつ改善していることや全体を見ることができました。一通り経験いたしましたので、この経験を引き続き生かしたいと思い応募いたしました。3年間頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

境 委 員：国分寺障害者施設お仕事ネットワークの副代表をしております。障害福祉サービス系の11団体が加盟しており、障害のある方の仕事の獲得と所得の保障を目指す集まりです。法人格のない任意団体ですが、国分寺市から委託で仕事をいただいたり、東京都の共同受注窓口から仕事をいただいたり、福祉作業所に通う方々の仕事と工賃をどうやって上げていくかについて、毎月、定例会を開催して話し合っています。よろしくお願ひいたします。

伊佐委員：国分寺市障害者センターの管理者を務めています。皆様には様々なところで支えていただいております。また、このような会議に出席することで、広く国分寺市全体のことを考える機会をいただけたことに感謝いたします。ぜひ意見交換の中でも、学ばせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

高橋委員：東京都立小平特別支援学校の高橋です。よろしくお願ひいたします。

天野委員：民生委員の天野です。（本会の委員を）3年間やらせていただいているのですが、その間お話の中で出てくる情報は、我々、民生委員として貴重なものとして伺っております。これからも、できるだけいただいた情報を基に民生委員としての活動を続けていきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

大塚委員：上智大学の大塚と申します。正確な年数は忘却ましたが、10年以上委員をさせてもらっています。住まいは市外ですが、10年以上委員をやらせていただいていると私も一市民だと思い務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

増田委員：弁護士の増田と申します。国分寺市でいえば社会福祉協議会の福祉相談を長く担当させていただいております。弁護士として福祉の分野でお仕事をさせていただいている間に、成年後見人の件数もかなりの件数になっています。2年前に社会福祉士の資格も取得いたしました。よろしくお願ひいたします。

事 務 局：皆様ありがとうございました。なお、市長は公務の都合によりここで退席とさせていただきます。

2) 事務局紹介

事 務 局：引き続き、事務局の紹介をさせていただきます。

事 務 局：福祉部長の玉井です。これから3年間委員をお勤めいただきます。まずは次期計画の策定に向けて皆様のお力添えをいただきまして、国分寺市の障害者施策を少しでも前に進めてまいりたいと思います。どうぞご協力よろしくお願ひします。

事 務 局：福祉部障害者福祉課長の宮外です。皆様3年間どうぞよろしくお願ひいたします。この会議は、障害福祉に係る計画がどのように進められているかを皆様にチェックしていただく評価と、次期計画の内容を練っていくことを審議の中に含み、皆様にご協力いただいているものです。ぜひ、この後の審議におきましても貴重なご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

事 務 局：子ども発達支援担当課長の前田です。子ども分野の事務局として参加させていただいている。どうぞよろしくお願ひします。

事 務 局：教育委員会学校指導課学校教育担当課長の關（せき）です。市内小中学校の特別支援教育の推進を担当しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

事 務 局：障害福祉課計画係長の渡澤です。本協議会の事務局をさせていただいている。どうぞよろしくお願ひいたします。

事 務 局：障害福祉課事業推進係長の斎藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

事 務 局：障害福祉課生活支援係長の小池です。どうぞよろしくお願ひいたします。

事 務 局：障害福祉課相談支援係長の斎藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

事 務 局：障害福祉課計画係員の吉岡です。どうぞよろしくお願ひいたします。

事 務 局：なお、子ども発達支援担当課長と学校教育担当課長につきましては、事務局のオ

ブザーバーとして出席しております。

3) 会長・副会長の選出

事務局： 続きまして、会長及び副会長の選出に移ります。本協議会設置条例第5条の規定により会長及び副会長は互選となっております。先に会長を選出し、次に副会長を選出することといたします。それでは会長の選出に関して、どなたかご推薦ありますでしょうか。

阿部委員： 大塚委員を推薦いたします。

事務局： ありがとうございます。ただいま会長に大塚委員のご推薦をいただきましたが、ご異議はございませんでしょうか。

－異議なし－

事務局： ありがとうございます。それでは会長を大塚委員にお願いいたします。先ほど自己紹介を頂いたところではございますが、会長としてご挨拶を一言お願いできればと思います。

大塚会長： 改めまして大塚です。新庁舎での会議は2回目ということで、やっぱり新しい建物の方がいいですね。皆さんが古い庁舎よりは仕事のしやすさということも含めて、前向きになれるのではないかと思っています。障害福祉計画の策定についても、また新しい気持ちで、新しい庁舎と同様に前に進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

事務局： ありがとうございます。続きまして副会長を選出いたします。どなたかご推薦ございますでしょうか。

大塚会長： 私からは、伊佐委員に副会長をやっていただきたいと考えております。伊佐委員は、国分寺市の地域活動支援センターで、長らく相談支援の現場におられました。障害福祉に関する幅広い知識あるいは技術を持っておられると思っております。ぜひ、伊佐委員を副会長にお願いしたいと思います。

事務局： ありがとうございます。ただいま大塚会長より副会長に伊佐委員のご推薦をいただきましたが、ご異議はございませんでしょうか。

－異議なし－

事務局： ありがとうございます。それでは副会長を伊佐委員にお願いいたします。伊佐委員からも副会長としてご挨拶を一言お願いできればと思います。

伊佐副会長： 伊佐です。大塚会長から過分なお言葉をいただき恐縮しております。本当に微力ではございますけれども、皆さんの、そして大塚会長のお力になれるよう努めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局： ありがとうございます。会長、副会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元にタブレット端末がある方につきましては、事前にメールで資料を送付し、タブレット端末に資料を格納させていただいております。それ以外の方につきましては、事前に紙資料をお送りさせていただいております。今回事前にお送りさせていただいた資料は「令和7年度第2回障害者施策推進協議会次第」、資料1「国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿」、資料2「障害福祉関係計画策定の概要について」、資料3「国分寺市障害者計画実施計画施策評価票（令和6年度）」、資料4「令和7年度答申書（案）」、資料5「国分寺市障害福祉に関するアンケート調査（18歳以上の方）」、資料6「国分寺市障害福祉に関するアンケート調査（案）（18歳未満の方）」。資料番号はついておりませんが、「令和7年度雇用セミナーのご案内」「市民福祉講座のご案内」「デフリンピック周知の取組について」です。その他、参考資料として前回協議会の資料2であった、国分寺市障害者計画実施計画進捗状況評価報告書（令和6年度）と現計画の冊子を机上配布しております。なお、計画の冊子は本日の会議

終了後、机上に置いたままお帰りくださいますよう、お願ひ申し上げます。

【審議事項】

事務局： 続きまして、審議事項に移りたいと思いますが、協議会の進行上の注意点等について説明させていただきます。当協議会は、原則として会議を公開、資料及び議事録も公開としており、皆様のご発言を正確に記録させていただくために録音をさせていただいておりますのでご了承ください。ご発言の際には、挙手していただきまして、会長の指名がありましたら、マイクの右側のボタンを押し、初めにお名前を言つていただいてからご発言をお願いいたします。続きまして、障害福祉課長の宮外より、補足説明をさせていただきます。

事務局： 今回の協議会におきましては、様々な資料が配布されておりますので、まず資料の説明をさせていただきます。詳細を説明させていただくため、お時間頂戴することもございますが、最後までお聞きいただき、その後、審議及び意見交換の時間にご意見を頂戴したいと思います。以上、よろしくお願ひいたします。

事務局： それではここからの進行は大塚会長お願ひいたします。

大塚会長： それでは、次第に沿って進めていきたいと思います。次第3の審議事項、国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の評価に関するこ（諮問第1号）、これについて事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 審議事項について、ご説明させていただきます。今回審議事項は一つ、計画の評価に関することです。事務局にて答申書（案）を作成しましたので、これにそつて審議を進めていただきたいと存じます。評価に関しては、主に今回、また次回にもご意見をいただく機会を設けたいと考えております。

まず初めに、資料2「障害福祉関係計画策定の概要について」をご覧ください。

答申書（案）に入る前に計画の概要についてご説明させていただきたいと思います。

こちらは、今年度からの2か年をかけて行う次期計画策定の概要となります、「1 計画の位置付け」と「2 国分寺市における障害福祉関係計画の推移」の部分には、3つの計画と1つの実施計画の体系を記載しています。今回審議を行つていただくのは、これらの現行計画の評価となります。

続いて、資料4「答申書（案）」をご覧ください。答申書（案）は、前回の協議会でお示しさせていただいた「障害者計画実施計画進捗状況評価報告書 令和6年度」、本日参考資料として机上配布させていただいているものです、こちらと、今回資料3「障害者計画実施計画施策評価票 令和6年度」を基に作成しています。答申書が最終的に本協議会からの評価となりますので、こちらについて重点的にご審議のほどお願ひいたします。なお、資料3「障害者計画実施計画施策評価票 令和6年度」は、基本目標に基づく分野ごとに「施策評価票」を設け、進捗状況評価をまとめたものとなります。答申書と対応している内容となりますので、適宜ご参考ください。

それでは、答申書（案）について説明をさせていただきます。

1ページ目「1 はじめに」では、今回の答申が現行計画の評価を行う初年度となることに加え、令和6年度にあった障害者総合支援法及び障害者差別解消法の改正及び3年に一度の障害福祉サービスの改定が行われたことについて触れ、「次期の計画策定を見据えた取組に期待する」旨を記載しています。

2ページ目「2 進行管理及び全体評価について」は、実施計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の実績について、それぞれ全体的な評価を記載しています。実施計画については、1つの分野を除きA評価でしたので、「おおむね目標どおり進行している、一部やや取組が遅れている」とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画についても、1つの成果目標を除きA評価でしたので、同様の記載とさせていただきました。

次に「3 実施計画基本目標別実績評価について」は、基本目標ごとの評価となります。

3ページ目です。「基本目標1：自分らしいくらしへの支援体制づくり」につきましては、福祉の総合相談窓口において、メールによる相談方法の追加や出張窓口の開催など、障害のある人の個々のニーズに合わせた環境整備が進められたこと、指定特定相談支援事業の体制整備としては、令和7年度の相談支援事業所の人員体制の強化により、今後の相談支援利用件数の増加が期待されること、また、これまでの子ども家庭支援センターが、母子保健と児童福祉の機能を一体的に運営する子ども家庭センターとなり、障害の早期発見・早期支援に係る事業を進められたことを評価としてあげさせていただきました。一方で、障害者地域自立支援協議会の専門部会において、市内の居住支援における現状をヒアリングした結果、生活の基盤となる住まいに対する支援における課題があることが共有されたことから、今後、単身、賃貸住宅での生活に関する支援機関等の連携について検討を進められたい、と課題を記載しております。

続きまして「基本目標2：自分らしい社会参加や学びへの支援」となります。令和6年11月に児童発達支援センターへの移行が完了し、保育所等訪問支援事業や児童発達支援事業を年度途中から開始するなど、療育の体制整備が進められたこと、また、保育所や学童保育所において、適切な環境整備を行い、入所を希望する障害児の受入れが継続されていることや、医療的ケア児の入所に向けた関係機関連携が進められたことを評価としてあげています。加えて、障害者週間行事や地域活動支援センターのプログラムの実施なども、多様な学習機会や社会参加の場の提供、社会参加の促進として評価できる、とさせていただきました。

4ページ目「基本目標3：自分らしい働きかたへの支援」です。地方公共団体として、令和8年7月の法定雇用率3パーセントへの引き上げに向け、段階的な法定雇用率の引き上げができている点に加え、市障害者就労支援センターの登録者数が増え、就職後の定着支援が高い割合で行われている点や、障害者就労施設等からの優先調達の実績額が前年度より増加し、過去最高額を2年連続で更新している点をあげ、一般就労及び福祉的就労において、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就き、働き続けられるように支援する取り組みが進められていると評価させていただいています。また、障害者地域自立支援協議会の専門部会において、障害者の法定雇用率引き上げと支援策の強化についての情報共有及び意見交換が行われ、関係機関と連携した取り組みが推進された点も評価としてあげています。

続きまして、「基本目標4：共に生きる地域社会づくり」です。令和7年1月の庁舎移転に伴う遠隔手話通訳システムや骨伝導イヤホンなどの導入を意思疎通支援の充実として評価しています。また、移動支援事業においては、令和6年度に利用要件を改正し、グループ利用・短期入所連泊中の利用・通学訓練時の利用を開始したことにより、障害のある人の余暇活動等の充実に向けた環境の整備が進められたと評価しています。さらに、権利擁護の推進として成年後見利用促進に向け、成年後見等申立費用の助成新設や、報酬助成の対象者拡大の制度改正を行ったこと、防災対策の推進として市職員の災害対応力の向上を図るため、市民参加型の避難所開設訓練や民生委員・児童委員、協定締結団体と連携した避難行動要支援者の安否確認訓練など、実践的な訓練を年間通して実施したことをあげています。一方、災害時個別避難計画については、在宅人工呼吸器を使用している方の個別支援計画は策定できているものの、避難行動要支援者への個別避難計画策定の具体的な進め方にについて検討を重ねている段階であり、実行性のある一人一人にあった避難計画の策定を進められたい、と記載しています。障害者差別解消地域協議会については、委員構成や役割など、令和8年度設置に向け、より具体的な準備を進められたい、としています。

5ページ目です。「基本目標5：自立を支援する人づくり」では、学校、保育所等において、特別支援教育、障害児保育に関わる研修が継続して行われており、職員の障害理解・病気理解の促進と知識・技術の向上が図られている点を評価しています。加えて地域活動支援センターのサロン事業の取り組みがピアカウンセリングの機会を創出していることをあげています。また、移動支援や同行援護の従事者を

育成するガイドヘルパー養成研修については、福祉の仕事の初歩を経験し、理解を深め、将来的なキャリア形成につながる重要な取組とした上で、今後も効果的な周知を進め、継続的な実施に取り組まれたい、としています。

ここまでが、実施計画についての基本目標ごとの評価となります。続きまして、6ページ「4障害福祉計画等成果目標別実績評価について」では、障害福祉計画及び障害児福祉計画に設定されている成果目標ごとに評価を記載しております。障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗状況評価報告書を基に作成しておりますが、評価報告書は、前回協議会にてご審議いただいたため、今回資料としてはご用意しておりません。答申書（案）のみをご確認いただきたいと思います。

成果目標①「福祉施設の入所者の地域生活への移行」です。施設から地域生活への移行者数は少数に留まっているものの、自立支援協議会の専門部会や相談支援事業所連絡会において、施設入所者の地域生活への移行に関するニーズ調査の実施に向け協議を行うことや、相談支援事業所に対して経費を補助する新規事業を令和7年度から開始するための事業構築を行ったことを記載しています。ニーズ調査では施設入所者個人の意向だけでなく、家族の意向や入所に至る経緯等本人を取り巻く様々な背景もくみ取ることのできる調査とする必要があること、本人の意思決定を尊重しながら、必要な支援に取り組まれたいことも加えて記載いたしました。また、重度障害にある方の生活の場を充実させるための施策についても、推進に努められたいとしています。

続きまして、成果目標②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてです。自立支援協議会精神保健福祉部会の作業部会である地域移行等支援連絡会において、精神科医療機関との連携を図り、病院職員への普及啓発等を目的とした研修会を実施したことをあげ、今後も精神障害の有無に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような体制の構築のため、より具体的な検討と、施策の推進に取り組まれたい、としています。

7ページです。成果目標③「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」です。こちらも自立支援協議会において、機能毎に整備状況や課題を報告し、運用状況の検証及び検討が行われていることや、新たに設置した主任相談支援専門員連絡会において、相談支援体制の充実・強化、他分野との連携強化を図ったことについて、地域生活支援拠点等の機能の充実が図られたと評価としています。また、今後の課題としては、強度行動障害者の支援ニーズの把握と体制整備の検討をあげています。

続きまして、成果目標④「福祉施設から一般就労への移行等」です。先ほど基本目標の部分でも少しふれさせていただきましたが、市の障害者就労支援センターの利用登録者数は順調に増加しており、障害のある人が能力や適性に応じて仕事に就き、働き続けられる支援に取り組んでいることを評価としてあげています。一方で、障害福祉サービスを利用した一般就労への移行者数は少数に留まっており、定着支援も同様の状況です。自立支援協議会の就労支援部会を中心とした就労関係機関と連携し、利用者増加に向けた取り組みの推進をされたいとしています。

次に成果目標⑤「障害児支援の提供体制の整備等」ですが、児童発達支援の利用児童数については、市内での事業所開設が続き、大幅に増加しています。また、児童発達支援センターが設置され、アウトリーチ型の法外で実施してきた訪問支援事業の他に、保育所等訪問支援事業が新たに開始されたこと、幼稚園や保育園に通う児童を対象にした週1回の児童発達支援事業が実施されたことをあげています。

8ページ目です。成果目標⑥「相談支援体制の充実・強化等」については、相談支援部会及び精神保健福祉部会の作業部会である地域移行等支援連絡会において、個別事例の検討が行われ、地域サービス基盤の改善が図られたとしています。また、市と相談支援事業所で個別に協議を行い、相談支援事業所の人員体制が強化されたことから、質と量の両面での充実・強化を評価しています。その上で、希望するすべての人が相談支援を受けられる支援体制の一層の充実・強化に努められたいとしています。

最後に、成果目標⑦「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体

制の構築」についてです。障害福祉サービス等事業者に対し、他市と合同で指導検査を実施し、集団指導も継続して実施していることを評価として記載しています。ここまでが、「障害福祉計画等成果目標別実績評価について」となります。

最後に「5今後に向けて」ですが、次期計画の策定において、本答申及び市民アンケートや関係団体へのヒアリング等により把握・分析したニーズを適切に反映していくという点と、自立支援協議会を活用して、地域課題の共有や関係機関との連携を図っていく点について記載し、締めくくりとしています。審議事項についての説明は以上となります。

大塚会長： どうもありがとうございました。ただ今の事務局の説明に関して、ご質問・ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

阿部委員： 全体としてはよくまとまっていると思うのですが、入れていただきたいと思っているところが、いくつかあります。1つは、3ページ目の基本目標1の後段4行のところで、「一方で、障害者地域自立支援協議会の専門部会において、市内の居住支援における現状をヒアリングした結果、生活の基盤となる住まいに対する支援における課題があることが共有され」とあります。この“課題”が何なのかがちょっとよくわからないのですが、なにか問題があるということだと思います。また、「今後、単身、賃貸住宅での生活に関する支援機関等の連携について、検討を進められたい」というのも、すごく曖昧で何を求めているのかよくわからない。ここに問題に関して考えなくてはならないのは、「居住支援協議会の設置」と「居住支援法人に対しての支援」であり、この2つを盛り込んでもらえないかと思います。言わんとすることは何となくわかるのですが、「課題がある」と言うだけで、その課題が何なのかが明示されていないことと、今後、単身・賃貸住宅の生活に対する支援機関との連携、恐らくこれが支援協議会や居住支援法人への支援のことになると思います。まだ、この段階では作る・作らないとは言えないのかもしれませんけれども、この2つの名前を挙げて検討を進めたいというような文言に切り替えてもらえないかなと思います。

また、課題があることが共有されているのであれば、その課題が何であるのというのは、全部ではないとしても、出していただきたいなと思います。

次に、5ページ目の避難行動要支援者のことですが、実践的な訓練を年間通して実施したことは結構なことだと思いますし、「災害発生時に備えて訓練を実施し、地域全体で防災力を高め災害に強いまちづくりを推進されたい」というのはその通りだと思うのですが、それをどういう風にやっていくかが問題ではないかと思います。その次の段落に「災害時個別避難計画については、在宅人工呼吸器を使用している方の個別支援計画は策定できているもの」とあります。この在宅人工呼吸器を使用している人は13人程度とうかがっていて、この方々は停電してしまうと重大な危機に陥るので、非常に切迫度は高くて重要です。しかし、問題は、避難行動要支援者のリストには2,000人近い人数がいるわけで、そのうちの計画策定済みが13人しかいないということです。人工呼吸器の方々は重要度は高いけれども、進歩率としては極めて低いわけです。2,000分の13というのは1パーセントにも満たないということになります。このことについては、市議会にも陳情で挙げているのですが、近隣市の状況について報告が上がっていて、国分寺の進歩率はかなり低い方です。個別避難計画の策定は、すでに国の努力義務になっているというところで、少なくともなくとも他市並になってほしい。2,000人の計画がすぐにはできないにしても、何かアクションを起こしていかなくてはならないと思います。「個別避難計画策定の具体的な進め方について検討を重ねている段階」であることは把握しています。市の中で横断的な取組になるので、障害福祉課だけでなく、高齢者、共生推進、防災・安全のところなど非常に広い部署が関係し、横串を通してやらなければならぬ作業なので、一部署でできるものと比べるとかなり大変だということはわかります。それで検討がされているというのはわかるのですが、「実効性のある一人一人にあった避難計画の策定を進められたい」とあるように、個別避難計画というのは一人一人にあった計画の策定を進めることなので、それが他市と比べ遅れて

いるのであれば、「避難行動要支援者に占める個別避難計画の策定の進捗率が極めて低いから、何とかしていかなければならない」というような文章にならないかなと思います。原文においても進めましょうとは言っていますけれども、さらっと書いてしまうような状態ではないと私は認識しています。

あともう一つだけ、6ページの実績評価の成果目標①「福祉施設の入所者の地域生活への移行」。これは皆さん結果が出ているのでご承知のことだと思いますけれど、国を挙げて「入所施設から地域に戻そう」と言っているけれども、実際ここ数年の動きを見ても、入所先から地域に戻っている人はほとんどいない状況です。私は何度も申し上げていますけれど、意向調査よりも何よりも、重度の障害を持っている人が地域に戻って生活する場所がない、受け皿がない、ということが1番問題で、そこへの指摘が非常に乏しいと思います。戻したくても、本人が戻りたいと言っても戻るところはない。その状況の中で「家族の意向や入所経営等本人を取り巻く様々な背景を汲み取ることのできる調査をする必要がある」としていますが、調査に時間をかけるより、受け皿を作ること、受け皿を作れば、すでに入所している人が戻るだけではなくて、これからどうしようかという人が、入所するだけじゃなく地域で暮らすことが可能になってきます。実際に受け皿がないから戻れないという構造的な問題をちゃんと指摘した上で、地域に生活の場を作っていくましょうということをやった方がいいのではないかと思います。

大塚会長： ありがとうございます。ただ今、3点の指摘を受けましたけれども、事務局としてどのような意見を持っているか、説明をお願いします。

事務局： ご意見ありがとうございます。最初の2点は庁内を横断するご質問でしたので、私から現状を踏まえてご説明させていただきます。

最初に、居住支援について、居住支援協議会の設置の課題、居住支援法人への支援の重要性は認識しているところです。委員もおっしゃっていたように、協議会の設置は障害福祉課だけでは進められるものではなく、支援団体、障害、高齢、外国人、ひとり親家庭など、そういう対象を管轄する各課も入った上での懇談は、継続して年1回程度行っているところで、それを具体的に協議会とするのか、市としてどういう形でこの居住支援を進めるかというのまだ検討段階ですので、「設置します」とは明言はできないと思いますが、課題は認識しているということと、今まで続けている支援機関等との連携は続けていくということで、今回はこのようなまとめ方をしております。ただ、委員がおっしゃったように、課題が何なのか分かりづらいというところもありますので、こちらで捉えているニーズや課題については記載させていただければと思います。明確に何かをやるというところまで申し上げづらいところがあり、わかりにくい部分の整理をするというところでご理解いただければと思います。この課題は庁内で継続的に検討しておりますので、進捗についてはお話しすることもあるかと思います。

2点目の個別避難計画について、在宅人工呼吸器使用者の計画については、先行して作ったというところがございます。策定率が低い、遅れているということをはっきり書いたらどうかというご意見もありましたけれども、各自治体それぞれの背景がございます。国分寺市としては、福祉部だけではなく、健康部、子ども家庭部、総務部等が横断的に昨年度から検討を進めておりまして、今年度も少し具体的な協議ですとか、令和8年の策定に向けた整理をし始めております。ですので、今この段階でいつまでに何をとは書けないのですが、市の避難行動要支援者2,000人の方に対する支援、計画作成については検討しているという段階ですので、これ以上の記載ができるかどうかというのは、もう少し検討してまいりますけれども、遅れていますということをあえて申し上げてはいないところです。十分なご説明となっているかわかりませんが陳情の審査の中でも、また審議がございますので、進捗なども確認いただければと思っております。

事務局： 6ページの福祉施設の入所者の地域生活への移行については、第1回の協議会でも皆様から多数ご意見をいただいたところです。その中で、非常にご指摘のとおりだと思っているところは、地域に資源がないから、自宅・地域を離れて遠くの施設

に入所している人がいるというのが現実であることです。情報交換の内容を踏まえて、入所している皆様へのニーズ調査で忘れてはいけない部分として、家族の意向や入所経緯等という書き方にさせていただいたところです。ただ、まだこれでは綺麗すぎるというようなご意見と受け止めておりまして、もう少し具体的なところが盛り込めるような文章を作成したいと思っております。

最後の「重度障害にある方の生活の場を充実させるため」というところですが、先ほど阿部委員に言っていただいたように、少し綺麗に書きすぎているかなとも思っております。現在、障害福祉サービスを充実させていく上で非常にキーになっているのが、重度の障害のある方たちの生活支援の場であると思っています。それが施設に入所している方たちが帰ってくるためのキーにもなってくるので、具体的に分かりやすい表現にできないかというところで記載ぶりについて検討したいと思います。

阿部委員： 最後のところの「重度障害にある方の生活の場を充実させるため障害者団体や障害者サービス等事業者と連携を図りながら、施策の推進に努められたい」という表現です。これは当然ですけれども、去年この文章を書いていても、一昨年書かれても、来年書かれてもそれは同じです。そうではなくて、重要なのは、生活の場を実際にしっかりと地域に作っていかないと、重度の人たちが戻りようがないということです。そこを言わないで「連携を図りながら施策の推進に努める」というのはあまりにも曖昧です。個別の問題として考えなくてはならないのは、地域に圧倒的に重度の方の生活の場がないということです。だから、そこを充実させて受け皿づくりに努めたいと言うなど、もう少し具体的にできないかなと思っています。

それから前2つのところも、認識はしておりますということですが、認識しているなら入れればよいのではないかと私は思います。居住支援の問題で、居住支援協議会という名称で作るのかどうかわかりませんが、大体の自治体は居住支援協議会という名称で、そこに行政と居住支援法人、関係者が加わってやっています。市の方で居住支援協議会というのが決まっていないから、まだその名前を使いたくないと言うことであれば、「居住支援に関して協議する場を設ける」でもよいと思います。それから、居住支援法人については、債務保障の問題等で、ある程度は法的に進めなければならないことも出てくるはずです。そこも含めて「居住支援法人への支援方法についても検討していく」ということで差し障りはないと思いますが、いかがですか。

事務局： 前段の、居住支援について協議する場を設けていくと書いてもよかったですという点につきましては、現在実施しているところも含めて、わかりやすく記載したいと思います。それをさらに進めていくというのが課題だと思っております。居住支援法人への支援は、どこまで書けるかというところでございますが、そこがあることと対象者の方の支援が進んでいるということもございますので、その点についてはどこまで書けるかも含めて検討させていただきたいと思います。

阿部委員： あくまで答申ですので、会長がこうした方が良いのではないかということを示しているものですから、「居住支援法人への支援方法についても検討を進めたい」とか表現の仕方はいくらでもあると思います。ここでは、関係機関の連携ということではなく、居住支援を協議する場、それから居住支援法人への支援を進めたいということを入れていただきないと、曖昧なまま進んでしまうのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

一つ残ったのは、避難行動要支援者の個別避難計画のところですが、自虐的に国分寺は遅れているとかダメだということを書けと言いたいわけではない。しかし、現状は決して進んでいる状況ではない。しかし、個別避難計画の作成は国の法律で努力義務になっており、推進していこうとされているものなので、ここに書いている内容は当たり前のことです。ここから一步をどう進めるか、もう少し具体的に考えてもらいたいなと思います。令和8年度策定に向けてとおっしゃっていましたが、在宅人工呼吸器の方の計画は既に作成していますよね。2,000人を一度に作成することは難しいかもしれないけれど、やれるところから手をつけていくことは、で

きないのでしょうか。

事務局： 今、そこに向けて検討しております。第3回定例会の陳情審査の中でも、行政の方から示すことができないかということで準備をしております。委員がおっしゃる通り、いきなり2,000人というのはハードルが高いので、できるところからスタートするということで現在準備を進めているところまではお伝えできるかと思います。

阿部委員： 5ページの「8年度」というのは、障害者差別解消地域協議会の設置のことですね。個別避難計画としては8年度とは入っていませんが。

事務局： ご指摘の通りです。

阿部委員： 国障連でも去年の7月に個別避難計画の作成を推進してくださいという市長宛ての要望を出しています。8月には同じような内容で、議会に対して陳情を出しています。国で努力義務になって、法律で定められているのだから、それをやってくださいと言っていることがなかなか通らない。議会の方も継続審査になってしまふ。聞いてみると、行政が動き始めないと議会だけでやると言ってもしょうがないということを言われます。要するに、議会は行政が動いてくれないと自分たちだけはどうしようもないと思っているし、行政の方が議会を通していいことを分かっている。本来、議会は行政がどうであろうが、自分たちが必要であるということは通せばいいのに、両方で睨みあって進んでいない感じがします。8年度に実施すると言うのではれば、7年度も半ばに差し掛かろうとしているわけですから、何か出てきてもよいはずです。検討はしていると言っているけれど、実際に何をやっているのか、いつ頃どうしようとしているのか、何も見えてこない。7年度中にやり方について完全に固めて、8年度からはどんどんやっていくという意味だと受け取っていますが、それに近い表現をしてもらわないと困ります。「国分寺市は進歩状況が低くてみっともないです」と言ってくださいと申し上げているわけではなくて、そういう状況にあるから、どういう風に進めていくのか、もう少し具体的に示してもらいたいということを申し上げているのです。よろしくお願ひします。

大塚会長： ありがとうございます。文言については、修正等も含めて次回の協議会でご報告いただければと思います。1番目については、生活の基盤となる住まいに対する課題が出てきたという文脈から、課題というのは支援機関との連携が不足しているとか、連携の場が不足しているとか、協議して共有する場がなかったとか、そういう課題があるから、連携が必要である。そういうことが書けるのであれば、文脈が続くように書いていただければと思います。地域移行、居住の場については、重度の方の地域生活への移行はグループホームが一番にあるかもしれません、きちんとしたものがあると居住は安定するので、どこまで書けるかも含めてご検討いただければと思います。避難計画のところは調整中ということなので、事務的なものも含めて書いていければと思います。以上です。他の方はいかがでしょうか。

松本委員： 3年前に入所者の地域生活移行について、阻害要因の分析とその解消等について必要な支援を実施すると言われていて、先ほど家族の意向のような話が出てきたと思うので、それを盛り込んでもらえるとよいと思いました。

大塚会長： ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

二瓶委員： 初めての参加で不勉強なのですが、これを見て国分寺市もちゃんとしっかり頑張っているというのが伝わってきました。正直あまり頑張っていないのかなと思っていたのですが、市の頑張りが読んでいて伝わってきたので、参加してよかったですと思いました。

大塚会長： ありがとうございます。障害のある方、家族のためにより良くしていこうと、頑張っているということが伝わりよかったです。私の方で分からなかった部分として、4ページ（3）の「地方公共団体として、令和8年7月の法定雇用率3パーセントへの引き上げに向けて、段階的な法定雇用率を引き上げることができている」とありますが、よく理解できず、地方公共団体として何をしているのか。対応や準備、一般の会社への周知等、地方公共団体の間接的な役割としてこういうことをやって盛り上げていますということならわかるのですが、地方公共団体で法定雇用率

を上げるということはないので、この文脈をよく考えてください。

事務局：ありがとうございます。冒頭の部分については、国分寺市役所という一事業者としての取組を書かせていただいている部分になります。市の職員課が職員採用の事務を行っていますが、その際に示されている法定雇用率の達成を意識して進めているということです。

大塚会長：市役所として取り組んでいるということをちゃんと書いた方がよいと思います。

伊佐委員：5ページ（5）、地域活動支援センターのサロン事業にある「ピアカウンセリング」という言葉ですが、私たち障害者センターでも「ピアサポート」という言葉に変えてほしいというお話をしています。カウンセリングというと、どうしても“相談による支援”にフォーカスされてしまうと思っていて、色々な障害があっても、一緒に何かをすることでお互いに支え合うという考え方方が大切だということを、現場ではできるだけ「ピアサポート」という言葉を使っているので、ご一考いただければと思います。

大塚会長：事務局はよろしいですか。他にはいかがでしょうか。

高橋委員：皆さんのご意見や答申を読ませていただいた中で、重度の子どもたちの受け皿についてお話をありました。そのような場を充実させることができ、障害者の受け皿全体が増えるということになると思います。一方で、特別支援学校から卒業するに当たっての進路開拓も苦労しています。在学中の子どもたちにとっても、行き場が充実するという良い相乗効果が生まれるのではないかと思います。

いわゆる個別避難計画についても、人工呼吸器の話もありましたが、子どもたちが卒業するときにはサービス等利用計画等を作成して、ケースワーカーさんたちと協議して、丁寧に進めていく流れになっています。相談支援事業所のお世話になっていることが多く、特に特別支援学校を卒業する子は、どんなサービスが必要かななど、すでにデータがあると思います。そういうものも個別避難計画の策定等に際して情報としての共有がうまくできれば、スムーズに進むことがあるのではないかと感じたところです。

大塚会長：おっしゃる通りで、重度の方の地域生活体制をつくることは、これからのお子さんたちのためにも、国分寺市で重度の方も生活していくことに繋がるのだ、ということも含めて考えなければならないと思います。それからもう1つは情報の共有です。児童生徒の時期から蓄積された情報が成人になったとしても繋いでいけるような仕組み、ライフステージとして一貫した情報共有支援の形づくり、そういうことをやってくださいということかもしれません。入れられるかどうかわからないですが、それが大切だと、国分寺市はそういう地域をつくりましょうという話だと思います。

阿部委員：よろしいですか。おっしゃられる通りだと思います。個別避難計画については、市の福祉関係職員だけで全部を行おうとしてもできない。一回は無理して作ったとしてもローリングができずに作りっぱなしになってしまいます。ですから、現実的な方法としては、障害者の場合は相談支援専門員であるとか、高齢者であればケアマネジャーなどを使っていく方がよい。個別避難計画というと、災害時にどうするのかということだけをやっているように見えるけれど、先ほどお話をあったようにケアマネジャーは、要介護者らと日常的に把握しているので、「ここに支援を求めている人がいる」とか「こういう状態にある人がいる」ということが明らかにできる。ここが始まりです。要するに、個別避難計画は作ること自体が目的のではなくて、それによってどの地域にどういう状況、どういう支援を望む人がいるのかがわかる。わかってくるから、例えば福祉避難所を作るにしても、この地域にどういう方がいて、どのくらい行きそうなのか、それに対して、キャパシティや備品がどうなのか、職員が何人いればどこまでできるか、在宅に残る方にはどういう支援をしていくのか、などが算定されるわけです。個別避難計画が様々な対応の基礎資料になると思います。

伊佐委員のところの障害者センターも、二次避難所に指定されていると思いますが、「指定されているだけ」のようなところがあると事業所の人間でさえ言っています。

ます。東日本大震災の後に随分指定はされましたけど、指定されているだけでシミュレーションがされていない。なぜかというと、地域にどれだけ、どんな人がいるのか状況がわからない。障害等級や支援区分はわかるけれど、同じ等級や区分であっても、例えばご家族の状況とか、どういう部位の障害なのかによって全然違ってきます。そこは、個別具体的なものを出していかないと、実態に応じた対応ができなくなると思います。これはスタートです。スタートのところで、なぜこんなにモタモタしているのかが、私にはよくわからない。それに、国分寺市だけ先進的に取り組めと言っているわけではなく、法律として努力業務になっている。それが他と比べても少し遅れ気味だから、ちゃんとやっていきましょうという話であって、無理なことを言っているつもりではありません。伊佐委員にも、この分野の一番の専門家として個別避難計画や居住支援、重度障害者の生活の場等について、日々の活動の中でどのように思われているか伺いたいです。

伊佐委員： 盛りだくさんだったので1つに絞ると、災害時のことについて、確かに個別支援の計画というところには至っていないのですが、色々な取組がなされているということは、表現できるとよいのではないかと思いました。相談支援事業所連絡会の中でも情報交換をしていますし、モニタリングのときには、災害時の備品の用意について声をかけるなど、細かいところから確認することはすでに取り組んでいます。ただ、きっちりした計画にすることまでは、具体的に話し合いはしていないと確かに思います。1つひとつの取組をまとめられたら、全く取り組んでいないわけではないかと思います。

また避難所に関しても、今月、市が取り組む訓練がありました。実際に市の様々な部署の方と福祉避難所に指定されている事業所も集まって、カードを使ったシミュレーションのようなことを行いました。今回は、災害時の避難所に集まってきた方をどういうふうに受け付けして、どういうふうにお部屋に配置していくかといった内容でしたが、シミュレーション訓練のようなものは、すでに取り組んでいます。実施主体が障害福祉課ではないから書けないのかはわかりませんが、市として大きなところからも取り組んでいるし、小さなところでも取り組んでいることはあるので、そこが伝わるように表現できると「全くやっていないわけではない」ことが伝わるのかなと聞いていておりました。

阿部委員： 福祉避難所については、災害が多く発生しており、国障連としても陳情をしているため今回やり始めたのだと思いますが、本当に大きな災害が起きたときに、障害者センターに、近隣の人たちが何人程度来て、どういう対応ができるかというシミュレーションはできていますか。

伊佐委員： シミュレーションで何人ということはできません。

阿部委員： ですが、これは実際の問題です。話によると2011年の東日本大震災のときには、高層の都民住宅に居住する高齢者が殺到したそうです。夕方、利用者の帰る時間になつて帰宅させなければならないが、高齢者がたくさんいて混乱していた。混乱はつきものでしうけれど、今はあまりにもシミュレーションができていないと思います。それは基礎データがないからなんです。「やっていることを表現してはどうか」と言うのではなく、何が足りないかをよく考えて発言していただかないと、困ります。

大塚会長： ありがとうございます。この個別避難計画の件については、文言も含めて整理していただくということでお願いします。

二瓶委員： 勉強不足で申し訳ありませんが、この協議会は、そういう現場の困っていることを一つひとつ伝えていくと何かが変わる場なのでしょうか。そうではなくて、答申書（案）を読み解いて話し合うということかと思うのですが。

大塚会長： 全てを取り上げることはできませんが、現場の話があつて、現場との関係の中で今どうなっているのか、それならばこういうことを書きましょうというやり取りの中で進めています。だからといって細かいことまでは使えないで、それは選んでいかなくてはならないと思っています。

二瓶委員： 私は民生委員もやっていますが、私の住む地域の災害時避難所は東京経済大学と

なっています。しかし、坂を上っていかなければならず、行けるわけがありません。それは父が民生委員をやっていた20数年前から訴えていて、何も変わってません。そのため、先ほどは何もやっていないのかと思ったらこんなに頑張っているのかと感動してしまったのですが、答申書（案）にある市民参加型の市民は誰のことなのでしょうか。民生委員が災害が起きて担当地区に駆けつけるのかという時に、民生委員も高齢化しているので駆けつけることができない。そこで、民生委員の定期例会でどうするのかと問うと「民生委員の方は安全を確保してください。市の職員が初動活動をします」とおっしゃいます。ところが、市の職員は国分寺市だけでなく、周辺の様々な市区町村に住んでいて駆けつけることができるかどうかわからぬ。そういうことをここで言ってよろしいのでしょうか。

大塚会長： 必要があればということであって、あまり細かいことを話して議論が止まつてしまふと困ります。

二瓶委員： そうですね。国分寺市が頑張っているなと思ったことを発言させていただきました。

大塚会長： 境委員や増田委員、ご意見がありましたらどうぞお願いします。

境 委員： 障害福祉サービスについて、これはあまり触れない人が多いかと思いますが、近年「障害福祉ビジネス」のような動きがあり、中軽度は見るけど重度障害は無理という福祉事業者が多いと思います。伊佐委員はよくご存じだと思いますが、重度障害者を見ることができる事業所はノウハウや熱意も含めて、見る気があるのかというのは大きいところです。どうしてもヒト・モノ・カネが必要で、グループホームなら重度者も受けられると思うけれど、消防法の兼ね合い等もあって、重度者がこれだけ居住するなら別の条件になってしまふのでスプリンクラーを設置する必要が出てきたり等、条件がたくさんあります。そうすると、こんなにお金がかかるなら軽度者だけでいいと考えるサービス事業者が非常に多いです。以前から社会福祉法人でやってきたところが新たに事業所を立ち上げるのではなく、障害福祉ビジネスのような形で始めるところが多いと感じます。そういう事業者の濫立で、重度者は見ることができない事業者が圧倒的に多く、その整理もしなくてはならないのではと思います。

大塚会長： どこまで書くことができるかはわかりませんが、重度の方も含めてサービス事業の質を確保して、きちんと子どもも大人も受け入れてください、市としてそういった方向に持っていくことを書いてもよいのではないかと思います。

境 委員： 市側も、課題と思うところがあつても書けないことがあるということを汲んでもよいのかなと思います。ただ、あまりにも「そのような感覚でこの仕事を始めてしまうのか」という事業所が多い。けれども、卒業される方の行き場としてはないと困るので、その関係性でしょうか。例えば放課後等デイサービスの先まで見ているところもあれば、「うちは放課後等デイサービスだけ」というところもあり、サービス事業者の感覚とか知識とか、人員配置の関係でもっと手厚くやるところが増えていかないと解決しないことがあるので、そこについて何か良い方法、重度の方が地域で暮らせるような話ができるようになっていくと思います。

事務局： 非常に大事な視点をお話しいただきありがとうございます。国分寺市でもグループホームは数年で急激に増えています。増やすことによって重度の対応の視点を持った事業所が参入してくれるのではと思い、制限は行っていました。ただ、現在はそうではないという認識に立っております。昨年度からは設立相談の際には、重度の対応を想定している事業所に参入していただきたいという市の意向を伝えるようにしており、今後は今までのようには増えていかないかもしれません、そういう視点があるということの答申書への記載は、言葉を選んで考えてみたいと思います。

増田委員： 5ページの上から3行目、権利擁護に関する記述で、申立費用の助成新設や対象者拡大等の制度改革を行っていただきありがとうございます。しかし、成年後見利用の利用拡大を図るために申立支援が重要です。ご家族が申請される際にハードルが高い場合もあり、専門家に頼むと費用がかかってしまうので、行政の支援が必要という

ことがあります。社会福祉協議会も頑張っていますし、包括も頑張っていますが、その部分が少し弱いかなと思いました。

また、障害者のグループホームは参入してくる事業所が多いと思うのですが、質の監督については行政がきっちりしなくてはならないと思います。最近経験したのはグループホームの職員が虐待とまではいかないけれども、障害のある利用者への対応に問題のある事業所がありました。そういう部分を行政がどこまで監督できているのか、疑問に思う事案もありましたので、そういう部分をきっちりしていただくという視点も必要なのかなと思いました。

大塚会長： ありがとうございます。権利擁護の中で虐待防止の記述がなかったでしょうか。

国分寺市の中で顕在化しているということでなければ良いかなと思いますが、権利擁護の中では虐待防止が最初に来るかと思うので、周知した方がよいということであれば記載について検討してください。

大塚会長： それでは、時間になりましたので、次回もう一度修正案を議論するということでお願いしたいと思います。本日の協議会終了後、1週間程度は意見を受け付けるということですので、ぜひ事務局までお願いします。答申案については次回もう一度議論するということでご了解いただけますでしょうか。

大塚会長： 続きまして、報告事項がいくつかあるので、事務局より説明願います。

事務局： 資料番号5と6になります。資料5は18歳以上の方に向けたアンケート、資料6が18歳未満の方のアンケートとなります。アンケートの内容につきましては、前回、昨年度の最後の協議会においても様々なご意見をいただきました。これを踏まえ、今回の資料は、最終のものとなります。

前回からの修正箇所のみに絞ってお伝えさせていただきます。資料5の2ページ問4「現在の生活をしていく上での主な収入は何ですか」について、本人の預貯金で生活している方もいるだろうということで、4番目の項目を追加しています。

次に、14ページ問18「あなたは今後どのような暮らしを希望しますか」について、もともとグループホームを希望される方の枝番号、問19-2の質問はあったのですが、自宅あるいは賃貸で一人暮らしをしたいという方についても、どんなことが必要か、心配なことは何かという形でお聞きすることにいたしました。これは、協議会で出た意見ではなかったのですが、事務局の方で問19-1を追加させていただいています。

最後に、28ページ問49「あなたが暮らしやすくなるために充実して欲しいことは何ですか」について、主なもの3つまでを選ぶ設問になっておりました。これについて、充実して欲しいことがたくさんあるので、全て選択できるようにしたらいかがかというご意見や、優先順位をつけるために絞ったほうがよいなど、どちらのご意見もいただきました。また、公平・中立性を担保するために、項目数を絞ったほうがよいというご意見もいただいています。選択肢が23ある中で上位3つでは少ないのではということで、主のものを5つまで選択できるようにしました。資料5については、以上の3点を修正させていただきました。なお、資料6につきましても、資料5における修正の趣旨を踏まえ、同様の設問について修正をさせていただきました。報告事項1については以上です。

大塚会長： ありがとうございます。アンケートの修正等について説明いただきました。ご意見はいかがですか。

伊佐委員： 9ページの20「移動支援事業」のサービス内容が「個別にマンツーマンで」と記述がありますが、グループでの利用もできると思うので、このままで良いのかというのと、22ページの相談支援事業所のリストが最新ではないのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

事務局： しっかりとご確認をいただき、ありがとうございました。誤植に近いような誤りかと存じます。移動支援事業は先ほどの答申案の中でもありましたけれども、利用方法について変更している部分がございます。相談支援事業所についても最新の内容に修正したものを使用したいと思います。

大塚会長： 他にはよろしいですか。事務局は修正の上、調査票を確定してください。次に、

市民福祉障害者雇用セミナーの説明をお願いします。

事務局：雇用セミナーのチラシをご覧ください。開催は9月10日15時30分から17時まで、障害者雇用セミナーの研修を実施する予定です。会場はリオンホール、申し込みは9月5日まで、定員60名ですが、まだゆとりがあるということですので、ぜひ、皆さんへのご周知やご参加をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局：市民福祉講座について、チラシを資料としてお配りする予定でしたが、間に合いませんでした。今後ホームページ等で周知されますので、よろしくお願ひします。

事務局：デフリンピックの案内をご覧ください。デフリンピックは100回ということで東京で開催されます。これに合わせて、全国のろうあ団体がスポーツ庁の補助金を得て全国でキャラバンカーの活動を開催します。これについて、国分寺市聴覚障害者協会からキャラバン活動を市と一緒に実施をしたいというご依頼を受け、11月5日に小規模なイベントのような形でご案内していきたいと思っております。また国分寺まつりでもデフリンピックの機運醸成に取り組みたいと思っております。詳しくはホームページや市報などでご案内したいと思っております。よろしくお願ひします。

大塚会長：次回の開催スケジュール等についてお願ひいたします。

事務局：今後の開催予定についてご案内させていただきます。次回協議会は令和7年10月17日（金）に市役所201会議室で開催を予定しております。

大塚会長：以上で、令和7年度第2回国分寺市障害者施策推進協議会を終了させていただきました。ご協力ありがとうございました。

——了——